

# 深谷市立幼稚園学級編制基準

## 第1 目的

この基準は、深谷市立幼稚園における、学級規模の適正化を図るため、学級編制に必要な事項を定め、深谷市立幼稚園の教育水準の維持向上に資することを目的とする。

## 第2 学級編制基準

- 1 深谷市立幼稚園における一学級の幼児数は、5歳児にあっては30人以下、4歳児にあっては25人以下、3歳児にあっては20人以下を原則とする。
- 2 一学年の幼児数が10人（令和3年度及び令和4年度にあっては、6人）に満たないときは、当該学年の学級は編制しない。この場合において、当該学年の幼児は、別の深谷市立幼稚園に入園することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、一度編制された学級が進級するときは、当該学級の幼児数にかかわらず、学級を編制することができる。
- 4 3歳児の学年の学級を編制しなかった園においては、翌年度以降、3歳児及び学級を編制しなかった学年の園児は、募集しない。ただし、進級した学級に係る園児は募集するものとする。
- 5 すべての学年で学級が編制されない園は、休園とする。
- 6 この基準に定めるもののほか、学級編制に関し必要な事項は、深谷市教育委員会教育長が定める。

### 附 則

この基準は、平成18年9月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成21年10月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。